

一般財団法人山形コンベンションビューロー コンベンション開催助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人山形コンベンションビューロー（以下、「ビューロー」という。）が実施するコンベンション開催助成金の交付事務の取り扱いに際し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 助成金の交付対象は、一般財団法人山形コンベンションビューロー開催支援要綱に定める支援対象であり、さらに次の各号に掲げる要件のすべてを満たすコンベンションとする。

- (1) 国際規模または全国規模で開催されるもの。
- (2) 山形市、寒河江市、上山市又は天童市（以下、「交付都市」という。）に所在する宿泊施設に、参加者のうち国際規模は実人数50人以上、全国規模は実人数200人が宿泊するもの。（以下、「宿泊参加者」という）
- (3) 地方公共団体から本助成金以外の開催支援補助金等の交付を受けていないもの。但し、当該地方公共団体において特に認めるものについては、この限りでない。

2 前項の規定に関わらず、理事長が特に必要と認めたもの。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次の各号に規定する金額に宿泊を伴う参加者数を乗じて得た金額の合計額とする。

- (1) 日本国内に居住する参加者で交付都市に宿泊するもの 1人につき1,500円
- (2) 日本国外に居住する参加者で交付都市に宿泊するもの 1人につき5,500円

2 助成金の額は、山形県及び交付都市の定める予算の範囲内とする。

(交付申請)

第4条 この助成金の交付を受けようとする主催者は、あらかじめビューローに対しコンベンション開催助成金交付申請書（様式第1号）を提出するものとし、添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 開催されるコンベンションの開催要項または事業計画書等。
- (2) 開催されるコンベンションの主催者の概要が確認できる書類。
- (3) 開催コンベンションの収支予算書。（様式第2号）
- (4) 宿泊参加者予定確認書。（様式第3号）
- (5) その他ビューローが必要とする書類。

2 主催者は、コンベンションの開催前年度中に、コンベンション開催助成金要望書をビューローへ提出するものとする。

(決定通知)

第5条 ビューローは、前条により提出された申請書等を審査し、交付を適当と認める場合は助成金の額を主催者に通知するものとする。（様式第4号）

(変更申請)

第6条 前条の決定通知後に主催者が申請書の内容を変更しようとする場合は、ビューローに対し変更申請書(様式第5号)を提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 主催者は、コンベンションの終了後速やかに次の各号に定める書類をビューローに提出しなければならない。

- (1) コンベンション開催助成金実績報告書。(様式第6号)
- (2) 開催コンベンションの収支決算書。(様式第7号)
- (3) 宿泊実績確認書(様式第8号)及び宿泊証明書(様式第9号)、または宿泊参加者名簿。(様式第10号)
- (4) その他ビューローが必要とする書類。

(交付)

第8条 ビューローは、主催者の提出する実績報告に基づき、山形県及び該当する交付都市に開催支援補助金の交付を申請し、当該補助金を受領後、主催者へ交付額の確定を通知し(様式第11号)、助成金を交付する。

(交付取消等)

第9条 ビューローは交付の確定後に、次の各号に該当する事項が生じた場合は、主催者に対し助成金交付決定を取消すとともに、既に助成金を交付した場合は返還を求めることができる。(様式第12号)

- (1) 助成金の交付申請の取消の申し出があった場合。
- (2) 本要綱の規定に違反した場合。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

平成14年6月21日から施行した「財団法人山形コンベンションビューロー コンベンション開催助成金交付要領」及び付随する要綱は、前述附則の施行にともない廃止無効とする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

平成17年4月1日から施行した「財団法人山形コンベンションビューロー コンベンション開催助成金交付要領」及び付随する要綱は、前述附則の施行にともない廃止無効とする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。